

令和7年度
保全地域サポーター募集要項



東京都環境局



公益財団法人 東京都環境公社

1 保全地域サポーター制度について

東京都（以下、「都」という。）の保全地域では、地域ごとに定められた保全計画に基づき、自然の保護と回復に必要な保全活動を行っています。保全活動は、主に保全地域で活動するボランティア団体やNPO 法人の方々（以下、「保全地域活動団体」という。）によって行われています。

こうした団体は、構成員の高齢化や固定化、マンパワー不足といった課題を抱えているところもあります。都は新たなボランティア人材の掘り起こしと定着を図るため、保全地域で自然体験活動を実施していますが、団体加入者数が伸びない状況です。

一方、自然体験活動は人気が高く、リピーターも多く存在しますが、団体に加入しないで活動したい、様々な保全地域で活動したいといった声も聞かれます。

このことから、都では、自然体験活動等のリピーター層をターゲットとし、新たな活動機会を創出するとともに、保全地域活動団体の活動をサポートするボランティアを「保全地域サポーター」として認定し、活動を支援することにしました。

これまでに自然体験活動をはじめとした緑のボランティア活動へ繰り返し参加されるなどの経験のある方は、所定の講習を受講することで保全地域サポーターになることができます。そして、保全地域サポーターになった方には、都が保全地域活動団体の活動サポートの機会を提供します。

なお、本事業は、都が公益財団法人東京都環境公社（以下、「公社」という。）に申込受付、調整等事業を委託して運営しております。

2 保全地域サポーターの活動について

- ・保全地域サポーターに認定された方には、保全地域活動団体の活動サポートをご案内します。なお、場所や時期によって人手が必要な作業が異なるため、不定期のご案内となります。あらかじめご了承ください。
- ・集合場所までの交通費（※）、連絡費及び報酬に該当するものはお支払いしません。
※活動場所付近の集合場所から活動場所への送迎は行います。
- ・活動中の事故に備えて、公社負担にて保険に加入します。
- ・ご提出いただいた個人情報、保全地域サポーターの活動に際し、都及び公社で利用させていただきます。あらかじめご了承ください。
- ・都が定める保全地域サポーター認定要綱（令和6年3月29日付 5 環自緑第944号）の内容を遵守していただきます。

3 講習について

(1) 保全地域サポーターへの認定を希望される方には、「保全地域サポーター認定講習」の全科目を受講していただきます。

なお、受講料は不要です。

講習日	科目	場所
令和7年 10月4日(土)	「東京都の保全地域制度」 9:00~10:00(1時間)	【立川市】 トヨタ ドライビング スクール 東京会議室 (座学)
	「生物多様性を豊かにする里山づくり」 10:00~12:00(2時間)	
	「緑地保全活動における安全管理」 13:00~15:00(2時間)	
令和7年 10月19日(日)	「野外での基本的な応急救命方法」 9:00~12:00(3時間)	【八王子市】 東京 たま未来メッセ (座学と実技)
	「道具の使い方と活動マナー」 13:00~16:00(3時間)	八王子滝山 里山保全地域 (実技)

(2) 講習を受講するには、申込時点で満18歳以上であり、かつ①②いずれかの実績が必要です。

①保全地域体験プログラム、東京グリーンシップ・アクション、東京グリーン・キャンパス・プログラムその他の緑のボランティア活動に、いずれかを問わず過去5年以内に5回以上参加していること。

②ECO-TOPプログラムを修了していること。

4 令和7年度の募集について

(1) 申込方法

申込書に必要事項をご記入の上、Eメール又は郵送にて、下記提出先にお送りください。

Eメールの場合は、申込書に顔写真を挿入し、別に顔写真のデータも添付してください。郵送の場合は申込書に顔写真を貼付し、別に顔写真（2.5cm×3.0cm）1枚を添付してください。

なお、申込書は、ウェブサイト「里山へGO!」からダウンロードすることができます。

URL：<https://www.tokyo-satoyama.metro.tokyo.lg.jp/supporters/>

(2) 募集期間

令和7年8月1日（金曜日）～令和7年9月5日（金曜日）

※郵送の場合は令和7年9月5日付消印有効

(3) 募集人数

30名

(4) 講習受講者の決定

受講要件を確認の上、決定します。申込多数の場合は抽選を行います。

受講の決定・非決定については、令和7年9月中旬頃にご連絡いたします。

5 認定について

(1) 都は、講習修了者を保全地域サポーターと認定し、保全地域サポーター認定証を交付します。

(2) 認定期間は、認定の日から5年を経過した日の属する年度の末日までとなります。（今年度認定された方の認定期限は令和13年3月31日となります。）なお、期間が満了する前に、一定の要件を満たせば、従前の認定期間満了日の翌日から5年間、認定期間を更新することができます。

(3) 保全地域活動団体の活動サポートの案内は、ウェブサイト「里山へGO!」上で行いますので、認定後は「里山へGO!」の会員登録が必要です。

担当及び申込書等提出先

宛 先 : 公益財団法人東京都環境公社
環境共生部 東京都生物多様性推進センター

住 所 : 〒190-0012
東京都立川市曙町 1-22-17
アーバンセンター立川4階

連絡先 : TEL 042-595-7805
メール tokyo-satoyama@tokyokankyo.jp